

コンプライアンス

基本的な考え方

TDKグループは、お客様、お取引先様、従業員、株主、地域社会など、すべてのステークホルダーの満足と信頼、支持を獲得するとともに、社会的課題を解決して社会に役立つ存在であり続け、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

そのために、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守し、高い倫理観を持って社会的責任を果たしていくことを「企業行動憲章」として明確に宣言し、「TDK企業倫理綱領」に定められた行動基準に厳格に従って、グループ全構成員は行動しています。

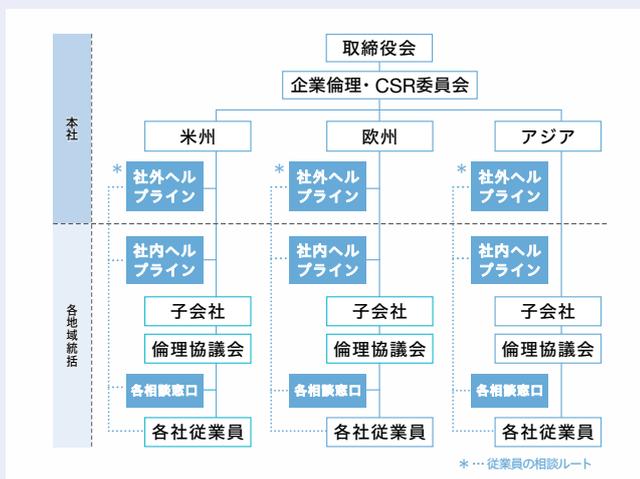
また、企業倫理・CSR委員会は、社是・社訓をはじめとする当社グループの経営理念や、関係法令・国際ルールおよびその精神を含む社会的規範を遵守するための、具体的な行動指針を定める「TDK企業倫理綱領」を周知徹底し、「社是の実践と企業倫理の徹底」ならびに社会的責任に対する意識の浸透を図っています。

ヘルプライン

TDKグループでは、コンプライアンス違反行為を事前に防止し、またはできるだけ早く把握して対処するため、すべてのTDK構成員が、コンプライアンス違反行為について通報し、コンプライアンスの徹底に資することができる制度として、各倫理協議会には相談窓口、また地区単位で社内ヘルプラインを設けています。さらに、重大なコンプライアンス問題を迅速に解決するため、法律事務所などの第三者を通じて企業倫理・CSR委員会に直接通報できる社外ヘルプラインを米州、欧州、アジアのそれぞれの地区に設置しています。

なお、TDK企業倫理綱領実施細則にて、相談者が不当な扱いを受けることおよび不利益を被ることが一切ないよう、相談者を保護することを定めています。

内部通報制度体制図



コンプライアンス意識の浸透

TDKでは、「TDK企業倫理ハンドブック」をTDKグループ従業員各自に携帯させ、一人ひとりの企業活動の指針として活用するとともに、ポスターの掲示などを通じ、意識の浸透を図っています。

また、従業員のコンプライアンスへの理解を深めるため、階層別研修や全従業員対象のe-ラーニングを実施するとともに、経営層に対しては、担当役員による講話や外部講師による講演を実施しています。

2016年度は、TDKグループ従業員の98%に対し、e-ラーニングを実施しました。



外部講師による講演会の様子

コンプライアンスの強化に向けて

近年、世界各国で競争法違反の摘発が強化されています。この結果、企業が、独占禁止法(競争法)当局にカルテル行為を摘発され、莫大な課徴金の支払いを命じられた上に、役職員に対する刑事罰、さらには取引先や消費者からの損害賠償請求や株主代表訴訟にまで発展する事案が多数発生しています。

TDKは各国の法令やルールを遵守し、高い倫理観を持って社会的責任を果たしていくことを企業行動憲章に定めており、このような背景を受け、カルテル防止に対する教育として、外部専門家による講習会やe-ラーニングなどをワールドワイドで実施してきました。

しかし、2016年7月、HDDサスペンション事業の件で公正取引委員会の立ち入り検査を受け、現在、当局の検査に全面的に協力しています。2016年10月にコンプライアンス本部を新設。各地域に地域コンプライアンスオフィサーを任命し、グローバルに活動を推進する体制を整備するとともに、従業員へのコンプライアンスに対する実行・徹底を図っていきます。